平成２１年（フ）第３２２号
和歌山市小雑賀804番地の１　フレグランス山崎202
債務者　西林　秀美
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５５５号
熊本市大窪５丁目５番９　大窪団地２Ｃ―３―401号
債務者　伊住　裕子
１　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５１１号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田976番地11
債務者　吉本　祇長
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２６８号
北海道北斗市本町247番地の４
債務者　小笠原　唯
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２７１号
北海道北斗市市渡615番地の１、住民票上の住所北海道北斗市本町440番地の７
債務者　樋口　祐一
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２７３号
函館市神山３丁目１番10号
債務者　新居　秋雄
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２７７号
函館市万代町11番１―403号
債務者　坂下　純一
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３４６号
仙台市宮城野区岩切字鴻巣南82番地の37
債務者　猪股　幸子
１　決定年月日時　平成21年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
仙台市青葉区大手町７番29号
債務者　大沼　靖夫
１　決定年月日時　平成21年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４０９号
仙台市太白区西中田６丁目21番６―208号
債務者　庄子　英男
１　決定年月日時　平成21年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
群馬県館林市台宿町６―25、住民票上の住所群馬県邑楽郡明和町中谷341番地１
債務者　岡田　陽一
１　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１３８号
群馬県館林市台宿町６―25、住民票上の住所群馬県邑楽郡明和町中谷341番地１
債務者　岡田美代子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第３９２３号
名古屋市守山区森孝３丁目904番地
債務者　大森　照子
１　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０９２号
名古屋市天白区表山３丁目150番地　日本ガイシ八事寮Ａ棟223号
債務者　大久保佳二郎
１　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４５５号
名古屋市北区黒川本通３丁目41番地の１　メゾン磯部第５ビル４Ａ号
債務者　渡邊　捨一
１　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４６８号
愛知県常滑市大野町９丁目108番地
債務者　蛎﨑広次こと蠣崎広次こと　蛎﨑　廣次
１　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８０号
愛知県豊田市本新町８丁目24番地１、住民票上の住所愛知県豊田市住吉町１丁目14番地23
債務者　川島　直之
１　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係